

解説

不正会計における第三者委員会

証券取引等監視委員会 事務局課徴金・開示検査課主任証券調査官 中家 華江

1 はじめに

不祥事の発覚に伴い、調査委員会が設置される事例が相次いでいる。

調査委員会が関与する不祥事は、不適正な会計処理や脱税といった会計領域に止まらず、近年では、偽装表示、野球賭博問題などといったさまざまな分野にまで及んでおり、その果たすべき機能や役割に対する社会的関心は、ますます高まっている。

社会からの信用回復のため、不祥事に対する調査の客観性、公正性、透明性を確保したい場合や、調査の専門家ではない内部者には真相解明が困難と思われる場合、また、経営陣の関与が疑われる場合などには、企業の外部者により構成された調査委員会（以下「第三者委員会」という。）に検証が囑託されることが多い。

この第三者委員会の設置パターンとしては、①当該企業の内部者によって構成された社内調査委員会の調査を前提として、当該社内調査の範囲、手法が適切であるかを検証するためのもの、②社内調査委員会が設置されず、第三者委員会が直接調査を行うもの、③上記2者の中間的なもの

（例えば、内部調査委員会の調査について外部専門家が助言するもの。）等がある。

そして、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）との関係では、有価証券報告書の虚偽記載、インサイダー取引等に関連して、数々の第三者委員会が設置されている。この第三者委員会は弁護士がメンバーとして選任され、特に、不正会計の問題では、公認会計士、その他学識経験者等が加わり、調査した結果を公表するという実務慣行が定着しつつある。

本誌2010年9月号にて、証券監視委の開示検査に係る運営方針に関し、「不適正な会計処理が発覚した場合に、開示企業が設置することが多くなっている外部調査委員会等の調査結果を検証し、効率的な開示検査の実施に活用する」ことをご紹介したところ²であるが、本稿では、開示検査による検証手続の視点より、第三者委員会への期待などを述べさせていただくこととした。

2 不正会計の検証

(1) 法令違反の事実関係とされる虚偽記載

証券監視委が行う開示検査とは、有価証券報告書等といった開示書類に対する検査・報告徴取を通じて、正確な開示を上場企業に行わせるためのものであり、そのうち、重要な虚偽記載が認められた場合、課徴金勧告の対象となる。

証券監視委が課徴金納付命令勧告において公表する事実関係は、次頁の表のようなものである。

公表事実で記載される①の虚偽記載における事由では、「売上過大計上等」、「減損損失の不正計上」、「引当金の過少計上等」などといった個々の不正会計の類型を記載する。これらは、開示検査の結果、証券監視委により法令違反と認定されたものである。

(2) 不正会計に係る検証手続

不正会計事例においては、担当者や経営者が過去に事実関係を隠蔽・歪曲して報告し会計処理を行った結果、虚偽記載となっていたものが少なくないため、本来、あるべき会計処理を遡及して判断するに当たっては、当時の事実関係や裏付けとなる根拠を明らかにすることが重要である。

したがって、第三者委員会が設置された場合には、開示検査ではその調査報告書の内容を確認し、①事実

表 証券監視委が認定した法令違反の事実関係等

法令違反の事実関係及び課徴金の額の計算

- ① ○○株式会社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、金融商品取引法（平成20年法律第65号による改正前のもの。以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の2第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出したものである。開示書類（提出日）…、（書類）平成○年○月期有価証券報告書…虚偽記載（会計期間）…、（財務計算に関する書類）…、（内容）…、（事由）…
- ② ○○株式会社は、関東財務局長に対し、平成○年○月○日、平成○年○月期有価証券報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年○月○日、○株の株券を○万円で取得させた。同社が行った上記の行為は、旧金融商品取引法第172条第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当すると認められる。
- ③ 課徴金の額の計算
上記の違法行為に対し金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は、○万円である。

関係の把握、②第三者委員会の判断による事実認定や結論の状況、③網羅性（類似事例の有無）といった観点から検証を行っている。第三者委員会の調査により、不正会計が発生した経緯、原因、訂正が必要となる会計処理、再発防止策などが示され、その内容や説明に客観性や合理性が認められる場合には、証券監視委が改めて企業に対し、広範囲に調査を行う必要性は小さくなることが考えられる。しかし、中には、客観性、深度の観点から、事実関係の究明や結論に至る論旨展開が不明瞭であるケースも散見される。例えば、事実の存否につき曖昧な記載であるもの、根拠や理由を示さずに問題や誤りはないとの結論が導かれるもの、「…と断ずることはできない」、「…とは判断できない」などと否定するのみで積極的な見解を

示さないもの、類似事例の有無や出しに係る調査の実施が不明瞭なものなどがある。事実関係が曖昧模糊であったり、事実認定が行われないケースにおいては、会計上の判断や評価の信用性に疑問符が付く。具体的には、会計事象としての裏付けが明確でない場合には、それを反映する会計処理を特定できず、1つの会計事象について複数の仕訳案が提示されるものや、会計処理の修正の論拠を「保守的」、「保守主義」に求めるものなどがある。事実関係が解明されたのであれば、自ずと適用すべき会計原則や基準は明確となるため、これらをあえて主張する必要性については疑問であることが多く、注意を払っている。また、条件や留保が連ねられた事実認定では、客観的な事実の解明に至ることが難しい。

事実解明につき疑義の払拭が困難な場合には、証券監視委が直接、1つ1つの究明に、本格的に着手することなども検討される。

「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」への期待

- (1) 背景
前述のとおり、近時、不適正な会計処理に対して、第三者委員会を設置し、調査結果が公表されるケースが増えているが、それに記載される調査方法や結果の開示については当事者の判断に委ねられ、その対応はまちまちであったと思われる。ここ数年では関係者も急増し、調査書によっては、会社を弁護しているだけではないか、調査は不十分ではないかなどと指摘されるような事例もあるようである。これらは、利害関係者が事実関係を検証できない内容となっているなど、客観性への疑念を払拭できない調査報告書に対する社会的非難や、調査への失望の表れなのかもしれない。しかし、調査報告書の情報や内容に差があることをもって、一方的に第三者委員会の調査を不十分とすることは適切ではない。そもそも、第三者委員会による調査は、司法当局のような公権力もなければ、会社法上の機関といった法令上の地位もない。また、経営陣がその判断により中途で解任することもあり得る。その調査は任意であり、自ずと限界もあるということを利用者は留意すべきである。なぜならば、経営者の意向次第で、積極的な調査協力を受けることができる企業と、調査に対し十分な協力を得られない企業とでは、手続の深度や原因究明に格差が生じることは当然だからで

ある。また、調査対象である企業から報酬を得て業務を委任されるという構造には、いわゆるインセンティブのねじれの問題が内在しており、利益相反の関係にある。経営陣にとって都合な情報を公表することに抵抗を示す可能性もある。したがって、第三者委員会は、経営陣との関係において強固な地位を保持しながら、公正不偏な調査を主体的に行うことが望ましい。第三者委員会に要請される社会的責任（CSR）の観点とその依頼形式に齟齬が存在するため、会計監査人と同様に、経営陣の意思に左右されない、調査先企業に対する独立性の保持が求められる。これからは、第三者委員会の調査業務は、従来の依頼者の利益を重視する伝統的な弁護、代理業務とは異なる、担当する専門家にとってもなじみが薄い、新しいタイプの業務であることが分かる。企業の実態を把握し問題点の有無を確認することは、従来型の調査業務であるデュール・デリジェンスと共通しているが、デュール・デリジェンスは、M&Aの意思決定時のように、特定の当事者間の利用目的に限定して実施されることが多く、証券市場や投資家、株主、すべての利害関係者に対する説明責任に軸足を置くものであるとは限らない。このように、第三者委員会は、近年における新たな取組みであり、もともとは企業の自己規律の手段として行われたため、法の定めや明文化されたルールも特になく、そのあり方について合意されたプラクティスも確立していなかった。しかしながら、第三者委員会は、

通常、問題が生じた企業の経営者からの依頼に基づき設置されるとしても、その活動及び成果は、当該企業経営者のためだけにあってはならないと考えられる。企業の社会的責任、対外的な説明責任を重視される現代社会において、第三者委員会は、当該企業活動に利害関係を持つ関係者全体の信頼と負託に応えるものと考えるべきである。したがって、市場規律の観点からは、弁護士や公認会計士等による第三者委員会の活動につき、頼るべき指針の策定や共通認識の醸成がなされることが望ましい。(2) 日本弁護士連合会による「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」平成22年7月15日、日本弁護士連合会により「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」³⁾（以下「ガイドライン」という。）が策定・公表された。本ガイドラインは、調査や認定、評価における活動指針などを定め、今後、第三者委員会の活動がより一層、社会の期待に応え得るものとなることを要望するものである。企業から独立してすべてのステークホルダーへの説明責任を果たすこと、企業の社会的責任の観点から行われることが、本ガイドラインの基本原則には盛り込まれている。誰がステークホルダーであるかとの観点は、非常に重要である。第三者委員会の役割が、経営者の直接の依頼者だけでなく、投資家・株主・取引先等のすべてのステークホルダーに対する説明責任を果たすという目的のために独立性が併せて明記されたことも、大変意義深い。また、事実認定に関し、不祥事の

実態を明らかにするため、疑いの程度を明示した灰色認定や疫学的認定⁴⁾を行えることされたことは、事実解明の検証にとって大きな前進である。不正を行った当事者は自己の関与を否認する傾向が往々にしてあるため、100%の事実解明は困難であったとしても、収集されたある程度の証拠に基づき、不正行為の有無に係る「事実認定」の見極めを行うことが望まれる。今後は、「法的に証明できないから、認定も記載もしません」といった対応では、疑念を解消できず、ステークホルダーを納得させることが困難になることも考えられる。真相究明をうやむやにせず、毅然とした事実認定を行い、問題の所在を外部公表することは、不正の再発防止にとっても有益なものとなるであろう。(3) 東証による「虚偽記載審査の解説」不正会計の調査における本ガイドラインの実践は、決して第三者委員会のみに関わりを持つものではない。2010年8月末に、東京証券取引所自主規制法人上場管理部が公表した「上場管理業務—虚偽記載審査の解説—」⁵⁾では、不適正な会計処理が発覚した企業が第三者委員会を設置する場合の虚偽記載審査における留意事項につき、審査対象や手続などを具体的に言及するとともに、第三者委員会については、本ガイドラインを参照することを示している⁶⁾。そして、上場を維持するか否かを検討する判断材料として、第三者委員会の調査結果がある場合にはその提出を求められ、調査委員も直接ヒヤリングなどの対象になることがあるとする⁷⁾。また、不正会計等の発覚によって有価証券報告書等の訂正の必要が生

じた企業については、その説明責任を投資者に対して負うことから、第三者委員会による調査内容や事実認定、評価等の調査結果を、第三者委員会から十分に聴取し理解しなければならぬ⁸として、事実認定等の確認を求めている。

(4) まとめ

今後、不正会計の調査のために設立される第三者委員会にとって、本ガイドラインが示す原則や活動指針等は、法的な強制力はないにしても、何らかの拘束感をもって従うべき規範として、事実上、配慮すべきものとなることが考えられる。

本ガイドラインに基づいて第三者委員会の設置、活動が行われた報告書が作成されることは、市場規律強化の観点から望ましいことである。

本ガイドラインに則した活動が、日弁連会員である弁護士だけでなく、同様の第三者委員会に関与する公認会計士、監査法人、その他市場の関係者における「事実上の標準」として、広く共有されることを強く期待している。

※ 文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解である。

〈注〉

- 1 第三者委員会に関する文献として、國廣 正「第三者委員会についての実務的検討」(NBL No.903、905号)、日本公認会計士協会経営研究調査会研究報告第40号「上場会社の不正調査に関する公表事例の分析」(2010年4月19日)がある。
- 2 嶋影正樹「課徴金事例集の公表について」(会計・監査ジャーナルVol.22、No.9、115頁)
- 3 http://www.nichiibenren.or.jp/ja/opinion/report/100715_2.html

- 4 「疫学的証明」に係る裁判例に最判昭和57・5・25集刑第227号337頁/原審・東京高裁昭和51・4・30がある。

http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=02&hanreiNo=58085&hanreiKbn=01

- 5 <http://www.tse.or.jp/about/books/jojo-kanri.html>

- 6 「上場管理業務－虚偽記載審査の解説－」10頁脚注17

- 7 同12頁(5)虚偽記載における第三者委員会と当法人の関係。

- 8 同12頁(6)上場会社の説明責任。

※本記事と「解説 東京証券取引所自主規制法人「虚偽記載審査の解説」について」の2つの記事を併読した場合のみCPE指定記事の単位が付与されます。

教材コード J 0 2 0 6 0 7

研修コード 2 1 0 1 0 1

履修単位 1単位